

審査表B（幼保連携型認定こども園）

年 月 日

施設名 (所在地)				設置法人 (所在地)			
移行年月日				代表者名			
旧施設設置年月日							

1 定員・職員配置・各面積及び設備基準

区分	定員			学級		職員配置		保育室数		保育室等面積基準	
	保育を必要とする者(2号・3号)	保育を必要としない者(1号)	合計	(必要数)	適否	(必要数)	適否	(必要数)	適否	(必要面積) (m ²)	
0歳			0			0	○			0.00	0.00 ○
1歳			0			0	○			0.00	0.00 ○
2歳			0							0.00	0.00 ○
満3歳			0	○				0	○	0.00	0.00 ○
3歳			0	○				0	○	0.00	0.00 ○
4歳			0	○				0	○	0.00	0.00 ○
5歳			0	○				0	○	0.00	0.00 ○
合計	0	0	0	0	—	0	0	0	—	移行特例(幼稚園)	

	設置階
乳児室	
ほふく室	
保育室	専用・兼用
遊戯室	

《 地底面積 》		
移行特例		
確保面積 (m ²)	(必要面積) (m ²)	適否
0.00	#N/A	#N/A
設置場所		面積(m ²)

乳児室	面積 (内法・m ²)	受入可能 人数(人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

3歳 保育室	面積 (内法・m ²)	受入可能 人数(人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

設備等	設置の有無
職員室	
保健室	
調理室	
便所	
飲料水用設備	
手洗・足洗用設備	
放送聴取設備	
映写設備	
水遊び場	
園児洗浄用設備	
図書室	
会議室	

《 地上面積 》		
移行特例		
確保面積 (m ²)	(必要面積) (m ²)	適否
	#N/A	#N/A

ほふく室	面積 (内法・m ²)	受入可能 人数(人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

4歳 保育室	面積 (内法・m ²)	受入可能 人数(人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

《 外部搬入 》		
外部搬入		

満3歳 保育室	面積 (内法・m ²)	受入可能 人数(人)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)
		(0.0)

遊戯室等	面積 (内法・m ²)	受入可能 人数(人)
		(0.0)

2 職員名簿

○ 園長

ふりがな 氏名	教諭免許		保育士資格（登録日）		就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条第1～16項に掲げる施設の勤務年数
	有無	取得年月日	有無	取得年月日	
					例) 幼保連携型認定こども園：10年 保育所：3年

※ 設置者が「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」第13条により、同12条に規定する資格を有する者と同等の資質を有する者であると認める場合は申立書（別様式）を作成。

○ 職員

番号	職種	氏名	勤務形態	雇用形態	採用年月日	各種資格取得日			給与格付	摘要 (学級担任、その他資格、採用予定等)
						教諭免許	保育士	その他		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

《作成要領》

1 「職種」には、以下を選択。以下以外の職種については手入力。

【必置】主幹保育教諭、保育教諭、調理員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師

【努力義務】副園長又は教頭、(主幹)養護教諭又は養護助教諭、事務職員

2 「勤務形態」は、

常勤または非常勤を選択する（就業規則で定めた所定労働時間で勤務する場合、「常勤」を選択。それ以外は「非常勤」を選択。）。

3 「雇用形態」は、

正規または非正規を選択する（正規の場合は、給与格付欄を記載）。

それ以外の場合は、摘要欄に雇用形態を記載する。

4 「各種資格取得年月日」のその他には、

調理師、栄養士、養護教諭免許、看護師等の資格の取得年月日を記載する。また、その資格名を摘要欄に記載する。

5 「摘要」には、

担任の場合は、担当する学級・クラスの名称を記載する。

教育・保育に従事する職員の場合は、担当する園児（「1歳児」、「2歳児」等）を記入する。

今後、採用予定の場合は、「新規採用予定」と記載

《記載例》

番号	職種	氏名	勤務形態	雇用形態	採用年月日	各種資格取得日			給与格付	摘要 (学級担任、その他資格、採用予定等)
						教諭免許	保育士	その他		
1	保育教諭	○○ ○○	常勤	正規	S55.4.1	S55.3.10	S55.3.10		5級10号	さくら組（3歳児）担任
2	保育教諭	△△ △△	常勤	正規						新規採用予定
3	調理員	△△ △△	常勤	正規	H23.4.1			H6.3.22	3級5号	調理師免許
4	栄養士	△△ △△	常勤	正規	H26.10.1			H24.3.30	1級3号	栄養士免許
5	学校医	□□ □□	非常勤	非正規	H27.4.1					□□医院
6	学校歯科医	●● ●●	常勤	非正規	H27.4.1					●●歯科
7	学校薬剤師	▲▲ ▲▲	常勤	非正規	H28.4.1					▲▲薬局

3 避難用設備等基準（保育室等を2階以上に設ける場合の要件）

区分	要件		適否
2階に設ける場合	「市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」第12条 第3項 第1号、第2号、第6号の要件		適否
	【幼稚園移行特例】	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるとき。	適否
3階以上に設ける場合	「市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」第12条 第1号から第8号の要件		適否

「市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」第12条 第3項の要件			適否
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。			適否
(2) 保育室等が設けられている以下の左欄に掲げる階に応じ、中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			適否
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	適否
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	適否
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	適否
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	適否
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	適否
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	適否
(3)	前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		適否
(4)	調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。		適否
(5)	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。		適否
(6)	保育室等その他園児が出入り、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		適否
(7)	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		適否
(8)	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。		適否

4 外部搬入（満3歳以上児に外部搬入による食事を提供する場合の要件）

「市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」第19条の要件		適否
(1)	園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	
(2)	当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
(3)	調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。	
(4)	園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	
(5)	食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に關し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	

【委託予定事業者】

事業者名	
所在地	